

# 幕末中央政局における姫路藩「河合 有志結合」の活動について

前 田 結 城

## 一、はじめに

最幕末期（文久～慶応期）の政治史は京都・大坂を中心とする畿内・近国を舞台として展開した。しかしながら、当該期政治史と畿内諸藩の動向との関連についてはさしたる関心が払われなかつた。<sup>(1)</sup>

そうした研究状況にあつて、本稿が検討の対象とするのは播州姫路藩である（譜代・二五万石）。なぜ同藩を取り上げるか。その理由について述べておきたい。

姫路酒井家は譜代諸家（藩）のなかでも「準幕府役人的な性格」<sup>(2)</sup>をもつ溜問詰の一角を占め、最幕末期には藩主酒井忠績を老中（文久三年 一八六三 六月）元治元年 一八六四 六月）・大老（元治二 慶応元年二月～二月）に輩出する。加えて、慶応四年（一八六八）正月、同藩が新政

府軍の威嚇に対して開城を許したことは、同藩の「朝敵藩」としてのイメージを一般的に定着させることになつたとと思われる。このことは、今日に至るまで姫路藩が政治史の素材としてさしたる注目がなされてこなかつた理由の一つとして考えられるだろう。<sup>(3)</sup> そうした中、橋本政次『姫路城史』下巻（名著出版、一九七三年）や『兵庫県史』第五巻（一九八〇年）、今井修平他編『兵庫県の歴史』（吉川弘文館、二〇〇四年）などの地域史・自治体史においては、幕末期姫路藩内に出現した「尊攘派」「勤王党」の存在を取り上げている。これらの研究は、「朝敵」「佐幕」イメージ一辺倒では、幕末同藩の政治的特性を正確に把握しきれないことを我々に示唆しているようである。

ただし今日、幕末姫路藩をめぐる議論は、ある意味で「停滞」していると思われる。すなわち、河合惣兵衛（後

述)を筆頭とする「尊攘派」(勤王党)对家老高須隼人から「佐幕派」の対立、という構図が『男爵武井守正翁伝』(武井守正翁伝記編纂所、一九四〇年)などによって描かれて以降、それが右掲の諸研究にも基本的に踏襲されており、際だった議論の進展がみられないのである。幕末期の政治史を「勤王派對佐幕派」、「尊攘派對開国派」というような二項対立的図式に当てはめるのではなく、歴史的・具体的に把握しようとする研究方法が現れてきている現在、幕末姫路藩をめぐる研究は、著しく立ち遅れていると言わざるを得ない。

よって本稿は、幕末姫路藩において「尊攘派」と呼称されてきた河合惣兵衛らのグループについて、その構成と行動に関する検討を行うこととする。分析に際しては、『姫路城史』任せではなく、なるべく同時代、ないしはそれに近い史料を用いる。また、河合らのグループについては「尊攘派」一般として扱わず、彼を領袖として同志的に結合する「河合 有志結合」と称し(理由については後述)、議論を展開させたいと思う。

右の意図、及び紙幅の関係上、本稿は史実確認の作業を中心にしたい。本稿で明らかにした具体的諸事実

の歴史的意味に関する考察や幕末維新期の研究史上における位置づけなどについては、機会を改めて詳しく論じることしたい。

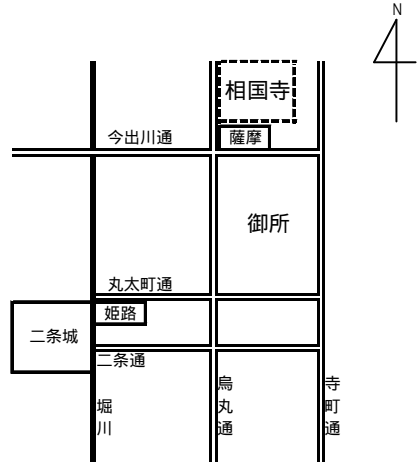
〔付記〕史料引用にあたっては、句読点を適宜付し、旧字体は新字体に、変体仮名は平仮名に改めた。引用中の( )・傍線・傍点は断らない限り筆者による。

## 二、「河合 有志結合」の形成とその構成

先行研究でも明らかにされているように、文久二年(一八六二)は、近世を通してみても異例な政治的事件が連鎖的に起こった年であった。その発端は、同年四月、薩摩藩主の父島津久光率いる軍勢の入京である<sup>(5)</sup>。従来、国政に参与する権限をほとんど有さなかった外様藩が、軍事的圧力を伴って入京し、朝廷・幕府の政治的・制度的諸改革を公然と提言したことに、その画期性があった。そしてこれ以降、中央政局は江戸から、京都へとその舞台を移すことになるのである。

当時、在京幕府権力にとっては苦しい状況が、京都政界の中で現出していた。象徴的な事件は京都所司代酒井忠義(若狭小浜藩主)の失脚である。失脚の理由には、安政

【図】京都姫路藩邸と相国寺の位置関係(略図)



大獄(安政五年一八五八)以降の公家による、幕府、及びその探題もつ所司

代などへの不信感がある。この不信感は、大獄によって関白近衛忠熙など反井伊大老路線の公家が処分を受けたことにより醸成されたものである。また、浪士などの京都流入により、治安が低下していたことも、在京幕府権力への信頼低下の一因となっている。この点は、天皇直々に京中治安維持の役割を期待された薩摩藩(島津久光)とは対照的に見える。

こうした結果、酒井忠義に代わって入京することになったのが、酒井忠績率いる姫路藩である。在江戸中の忠績に京都市中「御取締向」を務めるよう命が下ったのは

(所司代としての任命ではない)、同年五月一八日、江戸出発が二六日、京都着が六月一〇日であった。風聞によると、着京直前の姫路藩一行は「殊之外質素にて供人は多く候得共、達道具等も一切無之、中道具体之物も見へ不申」(「文久壬戌筆記」『大日本維新史料稿本』B039-092)<sup>(6)</sup>様子だったという。

かくして姫路藩一行は着京した。しかしながら早速、同藩は困難な状況に立ち至ることになる。

既述の通り、入京当初の姫路藩は「殊之外質素」な陣容であったが、これから国元より藩兵を上京させ、徐々に滞京態勢を整えていく必要があった。そうなると、従来の姫路藩邸(堀川二条上ル 二条城の真向かい。図参照)では全藩兵を収容できない可能性があったのであろう、同藩は相国寺に施設の借用を願い出るようになった。ところが、事態は姫路藩の思惑通りに進展しない。左に掲げる史料からそのことが窺える。

酒井雅楽頭(忠績)様去ル十日御上京、前日相国寺中御頼相成候得共、薩州様え御用二付御貸渡申上、<sup>ほかさま</sup>外様えは御貸渡不相成旨申入候由御座候処、三四寺二て宜候間、何卒貸與候様達て頼二相成候由、薩州

様は半方にて相済候ハ、其半方にて宜、外之寺院

二にて別て不都合有之趣を以、段々及相談候得共、

御所へ御届不申上候ては、何分之儀難申旨、役者よ

り相達候処、左候得は、早々御所へ伺呉候様との事

御座候付、御着当日御所之取次え役者参り、其段相

同候処、其儀不相成、薩州様は格別成御用にて、多

人数被召置候儀二候旨承知いたし、其段姫路役人へ

相達候処、無致方諸所寺院相頼御着二差掛候、

要約すると、姫路は相国寺の借用を願ひ出たが、寺側

は、先に薩摩へ貸しているため無理と返答した。それで

も姫路は屈せず、薩摩との折半でも構わないので貸して

欲しい、朝廷の許可が必要というのなら、朝廷へ伺つて

もらいたい、と同寺に要求。これに依えて寺側は「役者」

を朝廷へ派遣するが、朝廷の回答は、薩摩には特別的「御

用」があつて大人数の相国寺滞留を許可している。姫路

は不可、であり、それを同寺から姫路の役人に伝えたと

ころ、姫路藩側は折れ、他寺をあたることになつた、で

ある。<sup>(8)</sup>ここで一旦、姫路藩が相国寺借用にこだわつた理

由を推察しておく。再度図をご覧いただきたい。相国寺

は、面積の広さについては言わずもがなであるが、その

立地が注目される。御所のすぐ北ほどにあり、京都薩摩

藩とも至近距離にある。朝廷の動向、薩摩の動向、そし

て朝・薩間の種々の往来に目を光らせるには好条件であ

つたと思われるのである。

史料の内容に戻る。重要と思われるポイントは、朝廷

や相国寺が姫路藩の「御用」よりも薩摩藩の「御用」を

優先したことである(傍線部に注目)。これは先述の通り、

朝廷の在京幕府諸機関に対する不信感、及び薩摩藩に対

する信頼感が影響しているとみて相違ないであろう。姫

路藩がこの先滞京し、「取締向」を務めていくにあつて

数多の困難が出来るであろうことは当時として十分に

予測できたことと思われる。ではこの政治的難局をいか

に打開するのか。

当然ながら、朝廷や薩摩藩との交渉が必要となるので

あつた。左に掲げる史料は、その交渉の様子を具体的に

伝えている。

一河合惣兵衛来、主人雅楽頭近衛様へ被為召一応御

目通被仰付候儀、此方周旋致呉度旨分て御頼可申

との事之由、此等之儀は愚存も有之候得共先承置、

尤雅楽頭儀最初於関東京都御取締と被仰付候付、

御取締筋見込之事共老中へ被申立候処、老中意味二相触候哉、夫等之事沙汰二不及、先上京之上は只御警衛一筋心得候様、追付老中上京候間其上打合候儀も可有之沙汰之由、仍て雅楽頭上京後何等之処置二も不能、老中返答振り等は雅楽頭少々不滿之様子二惣兵衛申之

一夜結城(地下官人結城秀伴)へ行向、所司代一条姫路御目通之一条等申談、何分薩州藤井(良節)二面会二て種々可申談被申、仍て筑州同道藤井へ行向、所司代一条は幸明日飛脚出立二付、関東へ可申遣付ては、右江戸へ被仰遣書付写手二人候儀不相成哉之旨示談先承之置、次姫路之儀白黒も不相分旁近衛殿え拜謁之儀如何可有之哉、夫二付先其已前一応雅楽頭え藤井面会之儀申談、大凡赤心見届候上二ては、速二薩州より取持二て御目通之儀周旋可仕と申事二談決、三更前帰宅、<sup>(9)</sup>

これは当時の地下官人、村井政礼の日記から抜粋したものである(同年六月一五日条)。最初の傍線部にある通り、ここで周旋にあたったのは、当時物頭の河合惣兵衛(高一五〇石)である。惣兵衛は忠績が前関白近衛忠房へ「御

目通」するのに先んじて、村井への周旋にあたった。それを受けて村井は同じ地下官人結城秀伴へ「所司代一条(次の所司代就任が決まっていた松平宗秀の入京の件か)、姫路御目通之一条」について相談し、おそらく彼らが信頼を置いていたであろう薩摩藩士藤井良節と面会。姫路が「白黒」いずれなのかを探るために、藤井を忠績と面会に及ばせ、もし「赤心見届」けることができれば、「御目通之儀周旋可仕」といった旨の話し合いがもたれたのである。

また、周旋にあたったのは河合惣兵衛だけではない。

参入姉小路殿酒井雅楽頭儀二付種々示談、姉小路殿は姫路引続有之候付、其等之訳を以待従殿より以直書、雅楽頭へ上京二付ては当今不容易候時節二も有之、夫は見込之次第も可有之候八、被示聞度、且時勢二付何歎言上之次第も有之候八、随分取持可被申付、何分存意之程被示聞度旨被申遣候様示談愚存二被任一紙被相認、河合惣兵衛今夜相招候処所劣付代秋元庄一郎参殿被及示談、其内壬生(基修・修理大夫)殿も入来別処二て杯酌致居、秋元何と御申請候哉返答承り度秋元之退出見合居候得共、追々及長座深更二相成二御座候、以上、<sup>(10)</sup>

【第1表】姫路藩酒井家の格席と役割（近世後期）

格席	役職
列座 (平土百石以上) 組付給人	家老・年寄・城代・番頭・小姓頭・好古堂肝煎など 奏者番・旗奉行・物頭・中小姓組頭・勤略奉行・武頭・京都留守居・町奉行・使番など
御書院番	小納戸役
御勘定奉行	勘定奉行・鉄炮方
吟味役	吟味役・切手会所懸り・近習・徒士頭格
御留守居	留守居
御焼火之間番	公事方・案詞奉行・武家方・家中判改・弓箭鎗方
御主殿番 (九拾石以下) 組付給人分	代官・代官道奉行兼・武具方・弓術指南 鉄炮方・代官道奉行兼・姫路勝手・御細工所・金奉行・御持組鉄炮 稽古世話・用金方・大納戸
御扶持之者組付給人並 給人格	弓鎗方・兵学指南・金奉行・儉約方 金奉行(勤略肝煎兼勤)・儉約方・読書指南・勤略肝煎・好古堂肝煎 差添
御伽医師	伽医師
御中小姓	鍛冶支配・馬術指南・分限帳方・米払方・買物吟味・好古堂肝煎差 添・水車方目付・綿実寄掛・祐筆・藍制方目付
御中小姓並 並御供番格	外科 中目付・勘定奉行所肝煎・作事小奉行・貨物方・味噌方・稽古場目 付・厨別当
御広間組外独札	大船頭(本役・格)
御通之御目見	徒士目付(全員該当)
御勘定人	勘定人・作事小奉行
御広間番	鶴捕役・植木方・部屋割方・読書指南手伝・年寄書手伝・学向指南 手伝
(中目付)	(全員並供番格に充当)
御土蔵番	作事小奉行・年寄書役・用場書役・吟味方執筆など
御徒士	
御徒士格	木割役・薪方・勤略肝煎・藍制方・御馬乗見習など
御大工頭	大工頭
御太鼓坊主	
御徒士次格	吟味方執筆・新御用場書役
御料理人小頭	料理人小略
坊主小頭	坊主小略
御料理人	料理人
御料理人格	芸事方執筆・御肴方・大工・仲間頭・奉行書役

\* 「酒井家家中席順知行高名前書」(『姫路市史』11 下史料編近世3) をもとに作成。

姫路の上京に対  
 する公家姉小路公  
 知の警戒感が窺え  
 る。そして傍線部  
 には、河合惣兵衛  
 が「所労」のため  
 秋元正一郎(安民)  
 が姉小路邸に参殿  
 したとある。秋元  
 は、姫路藩の身分  
 格式(第1表参照)  
 でいうと並供番格  
 に位置し、四人扶  
 持を取り、藩校の  
 好古堂で国学教授  
 を務めていた人物  
 である。  
 ここで考えなけ  
 ればならないのは、  
 河合惣兵衛はこの

時物頭で宗門奉行、秋元は右述の通り国学教授であったのだが、なぜ彼らが周旋にあたったのか、という点である。本来、京都には留守居役が在駐しているはずである。

「河合惣兵衛君伝」(姫路市立城郭研究室蔵「穂積家文書」

一二九一)によると、「有志ノ士・関白、及ヒ若狭守(前所司代酒井忠義)ヲ惡マサルモノナシ、而シテ藩主江戸ヲ發セシ時、幕府命スルニ所司代ト力ヲ協セ護衛スルヘキノ事ヲ以テス、君(河合惣兵衛)謂フ、所司代ハ王室ノ為メニ忠アル者ニ非ス、如何ノ彼ト力ヲ併スヘキ日、天下ノ形勢ヲ考ヘ諸藩ノ向背ヲ察スルニ、尊王攘夷ヲ以テ主トスルニ若クハナシ、言ヲ尽シテ藩主ヲ諫ム」とある。本史料には河合惣兵衛を顕彰する意図が散見され、その利用には細心の注意が必要である。傍線部に関しては当時の京都の政情をよく描写しているが、藩主に対して尊攘論による諫言を本当に行つたのか、行つたとしたら本当に右のような文言で行つたのか、よく分からない。しかし、なぜ惣兵衛が周旋を担当したかを考えた場合、彼が「諸藩ノ向背ヲ察」して何らかの提言を藩主に行つたであろうことは、十分に可能性のあることと思われる。そうでなければ、なぜ京都留守居でなく物頭・宗門奉行

の彼が周旋役に起用されたかが、理解できない。

では秋元はどうか。確然たる証拠はないが、彼は既に藩有の洋式船艦速鳥丸建造にかかわる「諸事肝煎」を勤めるなど(安政四年九月一日、『兵庫県史』史料編幕末維新一、一〇一頁)、学識を応用した種々の政策の提言・実行に関与してきた。また藩学の一である国学の指導者であつたことは先にも述べた。秋元は藩政のブレーンのな役割を期待され上京してきたと考えられる。

藩兵動員の件に話を戻すと、国元藩兵への出京命令が渙発されたのは五月二八日である。藩兵の入京は次のような形で行われた。

(破損)  
月朔日

姫路より出張之御中小性御在京中支配可致旨、且無足之御人・惣領分も差懸諸願差出候節八可取扱旨、  
(本多) 憲氣揚殿(松平) 孫主郎殿より達有之

(河合) 隼之助

名前左之通

御中小性

寺尾広右衛門

坪内岨次郎

細野真十郎

高橋亥之兵衛

村上継谷

吉岡勇馬

北爪豊八 天野友太郎 関口権一郎

給人惣領分

籠谷栄之助	荒木 貢	天野仲之進
酒井豊之助	河合伝十郎	五十嵐間八郎
酒田連次郎	細野門弥	本多巳男二
大河内辰一郎	斎藤勇之輔	鈴木甲子郎
高瀬三之丞	大橋角之丞	片山刀祢助
下田源大夫	福田巳之蔵	安藤新太郎
坂部敬之助	深瀬佐二郎	荒木寛之助
小林半次郎	宮地庄作	野口一貫次郎
浦野友之助	中里市三郎	太田鉄五郎
渡部多八郎	吉澤鼎三郎	佐田善之助
本間全之助	伊舟城源一郎	池谷三四郎
中島新七郎	安藤貫吉	金沢三吾
武田九助	柴田準次郎	三堀巳之八
小幡熊谷	中里貫九郎	三原英弥
松下鉄馬		

(原文一段書)

右二付組頭高須五兵衛え心得二申達、当人夫二て八組頭より通達致候様申達置

七月二日<sup>(1)</sup>

主に中小姓・給人惣領分の入京の様子が表されている。九人、給人惣領分(給人の嫡子)は四三人であり、彼らを受け持つ組頭は高須五兵衛であったことがわかる。その後藩兵に対しては、総勢いかほどか判然としないが、藩主の帰藩に伴い一応の帰藩命令が下された(一〇月一日)。

ところが、藩主帰藩後の一二月二九日、ある特定の家臣に対して次のような出京命令が下される。

同年同月(文久二年二月)廿九日、京都并諸藩之形勢聞合、且不時為御用意旁出京被仰付、翌正月朔日出立、正月廿二日急々隼人殿、屏山殿え申立之儀有

之京都御帰、廿四日京都へ出立、

右は、いわゆる「尊攘派」の一人と称される萩原虎六の活動履歴(姫路市立城郭研究室蔵「文政家臣録」)のなかに登場する記事である。京都ならびに諸藩の情勢を聞き合わせる事、及び急を要する有事への用意が出京命令の内容である。「京都并諸藩之形勢聞合」とは京都での周旋活動のことを指すのであろう。ただ、ここで注意したいのは、家老高須隼人が同じく家老の河合屏山(同年七月に



家老復帰。「中興の祖」として知られる河合寸翁道臣の養嗣子) に対して、この出京命令に関わって、「申立」をしていることである。なぜ「申立」をするのか。その理由を知る手掛かりになると思われるのが、次に掲げる番頭境野求馬の活動履歴である。

同三年二月十四日、御上洛二付京都御屋敷為御取締組之者御人召連出京被仰付、二条御在城中御屋敷内、敵重守衛可仕様被仰付候、且右在京中秋原虎六・江坂元之助・伊舟城源一郎・近藤啓蔵・松下鉄馬・市川豊次組同様支配可致之被仰付候、二月十九日出立、<sup>(12)</sup>

来る三月の將軍家茂上洛に備えて、二条城と至近距離にある京都姫路藩邸を警衛する必要があったのであろう。境野は自身が受け持つ「組之者」を召連れ警衛を行った。そしてそれと同時に、萩原虎六(六〇石・給人)、江坂元之助(給人惣領分、父善蔵は一〇〇石)、伊舟城源一郎(給人・推定七〇石)<sup>(13)</sup>、市川豊二(御扶持之者組付給人並以下の格席・金三両七人扶持)、近藤啓蔵(御扶持之者組付給人並以下の格席・一人扶持)、松下鉄馬(給人惣領分)が「組同様」に境野の「支配」下に置かれたとされる。

【第2表】「河合 有志結合」の主要メンバー

名前	禄高 / 身分格席
萩原虎六	60石 / 給人
江坂元之助	100石 / 給人惣領分
伊舟城源一郎	70石( ) / 給人
松下鉄馬	不明・給人惣領分
市川豊二	金3両7人扶持 / 組付給人並以下( )
近藤啓蔵	11人扶持 / 組付給人並以下( )

\* ( )は推定

\* 「文政家臣録」(姫路市立城郭研究室蔵)、『野史台維新史料叢書12 伝記3』p137、「巳年増減替惣ノ帳」(『姫路城史』下巻)をもとに作成。

ここでは次のことに注意する必要がある。まず、姫路藩の場合、番頭の受け持つ「組」の構成は、番頭 中小性組頭 中小性となる(『姫路城史』下巻、一八八〜一八九頁)が、右にみた通り萩原・伊舟城など給人も含まれている。また、他の「組之者」に対し、萩原らは個人名で辞令が下されている。少なくとも萩原・江坂(文政家臣録「江坂善蔵」同日条)は二月二十九日の時点で同内容の出京命令が下されていることが確認できる(伊舟城以下の四人もおそらく同様であったのではなかろうか)、先に確認した藩兵上京のあり方と比較してみると、今回のケーヌは京都での周旋のメンバーとして特定の藩士が選別されていることが明白といえよう。そして、彼ら上京藩士を河合屏山もしくは惣兵衛が糾合し

たといえるのである。

以上の通り、名門譜代藩であり、当初はえてして在京諸勢力から不信感を抱かれていた姫路藩であったが、河合惣兵衛らによって「諸藩之形勢」を把握すべく周旋活動が行われることとなった。そして、家老の屏山及び惣兵衛を筆頭として、特定の家臣が周旋活動のメンバーとして選ばれ、滞京した。これは従来のな「組」による行動原理からは一定程度飛躍して行われていた向きがあり、それが高須隼人からの「申立」の一因となったと考えられる。かかる特徴を踏まえて考えるに、河合と萩原ら藩士は同志的な結合であったといえる。筆者がこの結合関係を「河合 有志結合」と呼ぶゆえんはここにある。

### 三、奉勅攘夷体制下の政治状況に即応した

#### 「河合 有志結合」の政治活動

では、「河合 有志結合」は京都で具体的に何をしていたか。極力同時代の史料を用いながら確認していきたい。

#### (1) 御所警衛親兵の立場を利用した政治的活動

文久三年三月二十八日、幕府より一〇万石以上の大名に

対し万石一人の割合をもつて兵士〃親兵を京都に差し出すことが命ぜられた。<sup>14)</sup> 譜代藩でいえば姫路以外にも忍や庄内などからも兵が出されていた。信州松代藩の警衛記録によると、東洞院通蛸薬師御屋敷付近の警備を忍藩とともに担当していること、また姫路藩兵の「隊長」として、「河合惣兵衛」の名が記載されていることが認められる(「京都守衛日記」文久三年七月二日、『稿本』Bj12-0817)。

また八月五日、「禁裏御所親王御方御上覧被為在候二付左右御警衛之儀諸藩御親兵人数被相動候姓名」のなかにも「姫路同(隊長) 河合惣兵衛以下九人」の記載がみられる(「翁草見聞集」八月五日『孝明天皇紀』四、七七〇頁)。

では、彼らの活動は文字通り「親兵」として、天皇・皇族の護衛に当たるだけのものだったのだろうか。やや結論的なことを言えば、そうではなかった。

象徴的な事例を掲げる。まず一つは朔平門外の変への積極的な対応である。朔平門外の変とは、文久三年五月二〇日に公家の姉小路公知が同門外で暗殺された事件である。姉小路公知は安政五年から文久三年にかけて、公家の中でも破約攘夷決行<sup>15)</sup>にとりわけ積極的な態度を示していたとされ、彼の死の情報は当時の京都政界のなかで

も急速に流布したようである。<sup>(16)</sup>

当時、在京し周旋活動に奔走していた肥後藩士轟武兵衛に関する記録にはこうある。<sup>(17)</sup>すなわち、変の発生直後、実行犯として薩摩藩士に嫌疑がかげられ、早急にこれを取り押さえるべし、という呼びかけが、備前藩士より武家伝奏に対してなされた。これを受けて、御所内の学習院に肥後・長州・土佐の各藩士と、「姫路ヨリ河合惣兵衛」が招集された、と。つまり変の発生とほぼ同時に招集を受けるほどに、河合惣兵衛は在京諸藩士の間でその名が流布していたのである。加えて言つと同じ史料には、「姫路藩之親兵差置候筈にて小屋掛致出来未相詰不申」という記述もあり、河合の在京活動がいかに藩内において率先したものであつたかが窺い知れる。

その後六月二四日には、薩摩藩と親密な交流があつた中川宮の家士、山田勘解由・伊丹蔵人が姉小路暗殺の嫌疑者として捕縛された。この時の記録にも、「御守衛之藩士水戸・肥後・長州・土州・久留米・姫路右之輩より（町奉行が山田・伊丹の身柄を）被受取早々（奉行所へ）召連罷帰候」とある。<sup>(18)</sup>

本事件の真相は未だ不明の部分が多いが、現実問題と

して、当時在京の公家・諸藩から、事件の「実行犯」及びその母胎と疑われる薩摩藩が「朝敵」という悪評を蒙ることとなつた（前掲町田論文参照）。換言すれば、「犯人」の捕縛は「朝敵」を取り締まる意味さえ含有することになつたのである。故に姫路藩としては、長州・肥後・土佐など外様有力藩（ただし水戸藩は御三家であるが）と連携して「朝敵」の取締りにあたることが、京都の政治社会における自藩の存在意義を増大させることにもなるであらう。

第二は正親町公董率いる長州監察使への随従である。

同監察使派遣の目的とは、第一に文久三年五月下関を通過中の米国艦に砲撃を加えた長州藩へ褒賞を与えること、第二に米国艦砲撃の際、譜代小倉藩（長州とは関門海峡を挟み対岸に位置する）が何のアクションも起こさなかつたことに対する問責、であつた。

六月一六日、監察使派遣に随従する「親兵」四五人が出発した。親兵の構成藩は水戸・肥後・久留米・土佐などの有力藩であり、その中に姫路藩も参画した。「正親町公董旅中日記」（『維新日乗編輯』二、日本史籍協会叢書、一九九九復刻）の記述によると、姫路からは萩原虎六・吉岡

勇馬（同史料では「吉田」と誤記）・荒木貞・力丸鼎・市川豊二らが参加していることが確認できる。本監察使の派遣は右述の通り十二分に政治的意図を孕んだものであったから、これへの随従もまた、攘夷論の隆盛と外様有力藩の台頭という政治状況に対する適応行動の一例といえるであろう。

（2）奉勅攘夷体制強化を企図した在京諸藩士 幕閣間の仲介活動

本項では「周旋活動」の内容をさらに具体的にみていくが、その前に、章題にもある「奉勅攘夷体制」について、説明を付しておく必要がある。

文久三年三月、一四代將軍徳川家茂が將軍としては二三〇年振りの上洛・参内を遂げた。將軍は参内時、朝廷から「征夷將軍儀是迄通御委任」との勅命を受け、ここに攘夷決行に向けての幕・朝間における政治的提携が体面上成立した。「攘夷」と一口に言っても、政治諸勢力、諸個人により解釈の仕方は多様である。なかには狂信的な排外主義を唱える者もいれば、あくまで対外交渉の場で通商条約破棄（先述の「破約攘夷」）を穩便かつ粘り強く

訴えかけていくことを唱道した者もいる。しかし、一応ながら朝幕間で確認された攘夷実行への政治目標を、いかなる意味合いで具体化していくかが、幕府と在京諸藩との間、ないしはそれぞれの内部において議論されていくことになったのは確かである。<sup>(21)</sup>

かかる政治状況の中で、「河合 有志結合」が藩の顔として他藩との意見調整に努めることになった。その具体的な様子を窺い知れる史料を左に掲げる。

<sup>(22)</sup> 轟木武兵衛広胤獄中上疏

（中略）姫路藩河合惣兵衛存附にて水戸藩梶清右衛門申合、a 於関東將軍様ニは勅意被遊御遵奉候へと、根本攘夷之儀ニ至り兎角ニ御役々御因循ニ相成、將軍様と相違仕候へは如何ニも残念ニ候間、今一応水戸・紀州・尾州・津山を初上京之諸侯申談、是非共勅意御遵奉ニ相成候様、多藩の力を以今一応非常の尽力仕候段咄合相調候由にて、於御国も何卒御同意被下候様ニと相談仕候（中略）八月廿三日（轟が）京師発足罷下り候途中、大坂表にて河合惣兵衛へ邂逅仕候、惣兵衛儀八腹心之朋友にて、此節之一条始終及相談候儀も有之、於姫路大身之後ニ屬し得君龍

幸、b 當時於国侯八第一之御老中職二被為在、右惣兵衛從此直二關東へ馳下、此節京師大變之次第前後一々及言上、是非曲直之弁明干天下候様從關東御処置有御座度御進又可申上、左候得は板倉様(老中)當時正義之御聞も被為在候へは、其御趣談如何共相成可申と存付候間、惣兵衛へ申候二八、此節之大變中川宮様始乍恐奉疑惑候は御同様之儀二候、惣体天下国家之禍人之懷疑惑候より甚敷八無御座、當時醜虜之毒迫腹心、海内一致人々協和之力を以て拒絕仕とも尚寒心仕候、其大根元疑惑之筋有之及動揺候ては拒絕掃攘無思懸(中略)ト申聞候処、c 惣兵衛大悦、天下御重大之儀二て一存をを以難相成、早速国許へ申進、家老共と致相談家老之内人数を引罷上候上、家老一同直二可致束下、何様於拙者は京都へ引返詰合之重役と可申談、と及約束相別れ候、於爰直様長州表へ罷下可申処、御船配都合悉敷長州へ罷下候、船卜ては一艘も無御座候間長州御留守居手元へ懸合可申、惣兵衛模様も承度御座候間、同廿七日復々上京仕、惣兵衛手元間合候処、雅楽頭様へ八此節京師御變動之儀二付御上京被仰付、廿八日江戸御発船二

相成申談之箇条も不被相行由二御座候間、雅楽頭様被成御上京候八、事八返て速二行はれ天幸二て可有御座、早々同所より御出張御待受可被成、九月朔日大坂表二て可及熟談申遣、船之都合等仕又々下阪、朔日昼頃姫路屋敷へ惣兵衛相尋申候処未着、御留守居三浦文右衛門へ雅楽頭様被成御着候は、一番二惣兵衛被召出、此節之事情委敷被成御熟知、御定見被為立候上被成御入京度、此節之御上京八天下安危之關係仕候処、御重大之御儀二御座候間、為天下及咄合と惣兵衛へ相談仕置候儀を委細申聞相別れ、夫より惣兵衛船泊二参尋、未着候二付引取候途中、同廿八日惣兵衛国許へ早打二て差越置候、d 惣兵衛養子(河合伝十郎カ)自国許早打二て引返参候に行逢、国許之都合も至て宜敷、咄合等悉及成就、近日家老人数を引上京可仕段承、其夕惣兵衛尋来、京師重役之相談、国許之都合至て能出来候間、此上八於此地先尽力仕、弥以可窮必死之力候間安心仕候様申聞、相俱二為国天下之誓盟相別、其後乗船仕九月八日防州(22)富海二着(後略)

史料の書き手、轟武兵衛は肥後藩士である。肥後勤王

党に属し、国学・神学・儒学に長ずる者であった。

傍線部 a は河合惣兵衛の「存附」で行われた水戸藩堀清右衛門、轟との「申合」の内容である。この「申合」の詳しい日には不明であるが、内容的におそらく文久三年三月以降であろう。まず第一に將軍じたい（実際にはその背後に將軍後見職「橋慶喜が存在」は破約攘夷の「勅意」を「被遊御遵奉」しているという認識がある。しかし、幕臣が「因循」であるため將軍の意思とは疎隔が生じている。この局面を打開するために、今一度御三家や親藩大名の津山藩をはじめとした在京諸藩で「申談」、諸藩の藩論を奉勅攘夷で調整させよう、と述べている。その後八月二三日に大坂表で轟と惣兵衛は邂逅した。その際轟が惣兵衛と会見するにあたって念頭に置いていたことの内容が傍線部 b である。これによれば、轟は、惣兵衛が江戸に下って、藩主であり当時老中でもあった忠績（同年六月一八日老中就任）に破約攘夷の「御処置」あるよう建言する、そつなれば老中板倉勝静は「当時正義之御聞(23)もあり、「其御趣談如何共相成」るだろう、とある。対し惣兵衛の反応は「大悦」。早速国元へ下り、家老と相談の上その内の数人を東下させ、自分は京都へ引き返し重

役と相談する、というものであった（傍線部 c）。そして同月二八日、惣兵衛養子河合伝十郎による轟への伝達は、惣兵衛の国元家老への談判は「悉及成就」、近日家老数人を伴い上京する（傍線部 d）、であった。

以上のような内容であるが、重要な点を河合惣兵衛の行動に則して指摘するならば次のようになるだろう。まず一つは、奉勅攘夷という目標のもとに幕府・諸藩を糾合し、その中に姫路藩も位置づけようとしたこと、もう一つは、その政治目標を達成するために、家老や藩主の政治的立場を利用していたこと、である。後者に関しては、藩権力を一定程度相対化していたからこそ取りえた行動であったが、だからといって「脱藩して国事に奔走する尊攘派集団」（宮地前掲「幕末彦根藩の政治過程」一四〇頁）のように、完全に藩の統制から逸脱することはしないし、できなかった。なぜなら、仮に彼らが「脱藩」に及んだとすれば、轟ら「運動家」と幕府（幕閣）とのパイプ役は果たしようにもなくなるからである。

かくして、「河合 有志結合」は（史料上に表れるのは専ら河合惣兵衛であるが）奉勅攘夷路線推進のため、在京「志士」と幕閣間を媒介する役割を担った。またそれは幕臣

(外交に携わる実務官僚層をとくに指すのであろう)の「因循」路線を斥け、板倉ら幕閣の「正義」路線を後押ししようとする運動でもあった。こつした意味で、河合のつた行動は一種の「佐幕」的行動といえ、一般的に「尊攘派」イメージとは異なる実態を示していると考えられるのである。

#### 四、おわりに

本稿で明らかにしたことを要約する。

(1) 文久二年六月、姫路藩は「取締向」として京都政界へ参入することとなったが、公家・外様諸大名の中では幕府勢力への不信任が高まっており、同藩が政治的難局に直面することは必至の情勢にあった。そうした中、諸藩や朝廷の「向背」を正確に読み、周旋活動を行える「主体」が必要となった。その「主体」こそが「河合 有志結合」であった。ただし、この結合形態はえてして非正規的であり、従来のな「組」の行動原理からも一定程度飛躍した同志的結合であった。

(2) 「河合 有志結合」は、親兵としての立場や、在京他藩士との間に構築した連絡ルートなどを利用して、

政治的活動を行った。並み居る有力外様藩や家門藩との連携は、姫路藩の京都政界における存在意義を高めることになったと考えられる。また「河合 有志結合」の政治志向は、奉勅攘夷体制の確立に向けた一種の「佐幕」的行動とも評価できるものであった。また、幕府と諸藩(特に在京外様藩勢力)との意思疎通を行い得たのは、彼らが幕閣譜代藩の家臣であるからであり、河合ら本人としてもその自覚がある上で行動をとっていたと考えられる。以上の点を踏まえると、「河合 有志結合」を「勤王派」「尊攘派」一般として捉える見方は、実態とそぐわず、是正されてしかるべきと言えよう。

では、最幕末期の流動化した政治状況「例外状況」において「河合 有志結合」のような同志的結合が即座に形成されるのはなぜなのか、またその活動を藩として容認せざるをえないのはなぜなのか。この問題に答えるためには、近世後期における姫路藩の家臣育成策のあり方や幕末期京都の政治社会の特質など、さらなる考察を重ねる必要があるだろう。加えて、「河合 有志結合」が政治史の表舞台から後景に退いていった理由(「甲子の獄」の問題など)についても本稿では触れることが出来なかつ

た。これらの課題については、機会を改めて検討したいと思う。

注

- (1) もっとも、近年は宮地正人「幕末彦根藩の政治過程」(佐々木克編『幕末維新の彦根藩』彦根市教育委員会、二〇〇一年)や辻野恵美「幕末維新期における畿内・近国譜代藩の動向 慶応期の尼崎藩を中心に」(『地域史研究』三二二、二、尼崎市立地域研究史料館、二〇〇三年)などの畿内譜代藩に注目する研究が現れてきている。
- (2) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)、一五五頁。
- (3) 例外的に、松尾正人「廃藩置県の研究」(吉川弘文館、二〇〇二年)は、明治元年一月における姫路藩版籍奉還建白を取り上げている(同書第一章第一節)。ただし、本書において、姫路藩を内在的に分析した箇所があるわけではない。
- (4) 定着せしめたのは、宮地正人「幕末過渡期国家論」(『天皇制の政治史的研究』校倉書房、一九八一年)、同「幕末維新期の国家と外交」(『講座日本歴史 近代1』東京大学出版会、一九八五年。のち同、幕末維新期の社会的政治史研究、岩波書店、一九九九年に所収)。
- (5) 幕末期政治史において島津久光率兵上京のもつ意味が

重大であったことを最初に提起したのは、宮地正人氏である(前掲「幕末過渡期国家論」)。

(6) 『大日本維新史料稿本』については、東京大学史料編纂所「維新史料網要データベース」より閲覧した。以下「稿本」と略記する。

- (7) 「薩州借用二付相国寺謝絶ノ事」(鹿兒島県史料 玉里島津家史料 一、鹿兒島県歴史資料センター黎明館、一九九二年)。
- (8) 番頭境野求馬率いる国元より上京の姫路藩兵は、結局本満寺に滞兵することとなった。
- (9) 「村井政礼日記」(文久二年六月一五日条、『維新稿本』BD42-0945-0947)。
- (10) 「村井政礼日記」(『維新稿本』BD42-0949-0950)。
- (11) 姫路市立城内図書館蔵「河合家備忘録 八」。
- (12) 「文政家臣録 境野求馬」文久三年二月一四日。
- (13) 明治二年(一八六九)「巳年増減替惣ノ帳」(『姫路城史』下巻、三三〇〜三四〇頁)をもとに推測した。
- (14) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』(岩波書店、一九九五年)、五四七六番文書。
- (15) 「破約攘夷」とは何か。現今の共通的な見解は、安政五年(一八五八)年に締結された五ヶ国通商条約を破棄し、西欧列強に対して屈従するのではなく、自立的な態度をとるべきとする考え方である。
- (16) 同変をめぐる具体的諸事実については町田明広「幕末中央政局における朔平門外の変」『日本歴史』七三、二〇



〇七年）を参照。

(17) 「轟木武兵衛引取書」、『改訂肥後藩国事史料』三、八一六  
〜八一七頁。以下『肥後』三のように略記。

(18) 当時学習院は公家と諸藩士の連絡窓口のような役割を  
果たしていた。

(19) 「投筆余編」、『肥後』三、九三四頁。

(20) 『続再夢紀事』一（日本史籍協会叢書、一九七四年復刻）  
四〇七頁。

(21) 文久三年三月から八月一八日までの政局を「奉勅攘夷  
体制」と定義つけた最初の論者は宮地正人氏である（前  
掲「幕末過渡期国家論」）。この概念はのちに奈良勝司「奉  
勅攘夷体制下における徳川將軍家の動向」、『日本史研究』  
五〇七、二〇〇四年）でも踏襲されている。

(22) 「探襍録」、『肥後』三、七三五〜七頁。

(23) 奈良前掲論文によれば、板倉及び当時將軍後見職にあ  
った一橋慶喜、さらに水戸藩などの親藩・家門勢力は「奉  
勅攘夷体制を徹底的に遵奉」（一一頁）したという。この  
奈良氏の分析は、前注の史料でみた河合・轟らの認識と  
も適合する。

（神戸大学大学院人文学研究科院生）